

相続カウンセル講習会資料

一般財団法人
日本相続カウンセル協会
Japan Succession Counsel Association
Ver3.0

目 次

1. 概説
2. 相続人
 - (1) 被相続人と相続人
 - (2) 法定相続人
 - (3) 代襲相続人
 - (4) 相続の承認
 - (5) 相続放棄
3. 遺産分割
 - (1) 遺産分割協議書
 - (2) 遺産分割協議に参加できる相続人
 - (3) 成年後見制度
 - (4) 遺言書
 - (5) 法定相続分
 - (6) 遺留分
 - (7) 相続欠格
 - (8) 相続人の廃除
 - (9) 寄与分と特別受益
4. 相続財産
 - (1) 土地の評価
 - (2) 小規模宅地等の特例
 - (3) 建物の評価
 - (4) 株式の評価
 - (5) みなし相続財産
5. 相続税
 - (1) 相続税の計算
 - (2) 相続税における配偶者の税額軽減
 - (3) 非課税の相続財産
 - (4) 債務控除
 - (5) 相続税の2割加算
6. 贈与税
 - (1) 暦年課税
 - (2) 相続時精算課税
 - (3) 贈与税がかからない場合
 - (4) 居住用不動産の贈与税の配偶者控除
7. 相続カウンセルに求められること
 - (1) 相続カウンセルの役割
 - (2) コンプライアンス
 - (3) 相続対策の提案
8. 解答

本資料の利用に当たっては、一部及び全部の無断転載・転用等を禁止します。

1. 概説

日本の人口構成は急激に少子高齢化社会に移行しております。

一般に 75 歳以上の後期高齢者になると複数の疾病を発症しやすく、入院比率や長期療養比率が高まり、自立した生活を送ることがむずかしくなるなどの特徴があり、その年代を後期高齢者と定義されていて、その人口割合の予想は次の通りです。

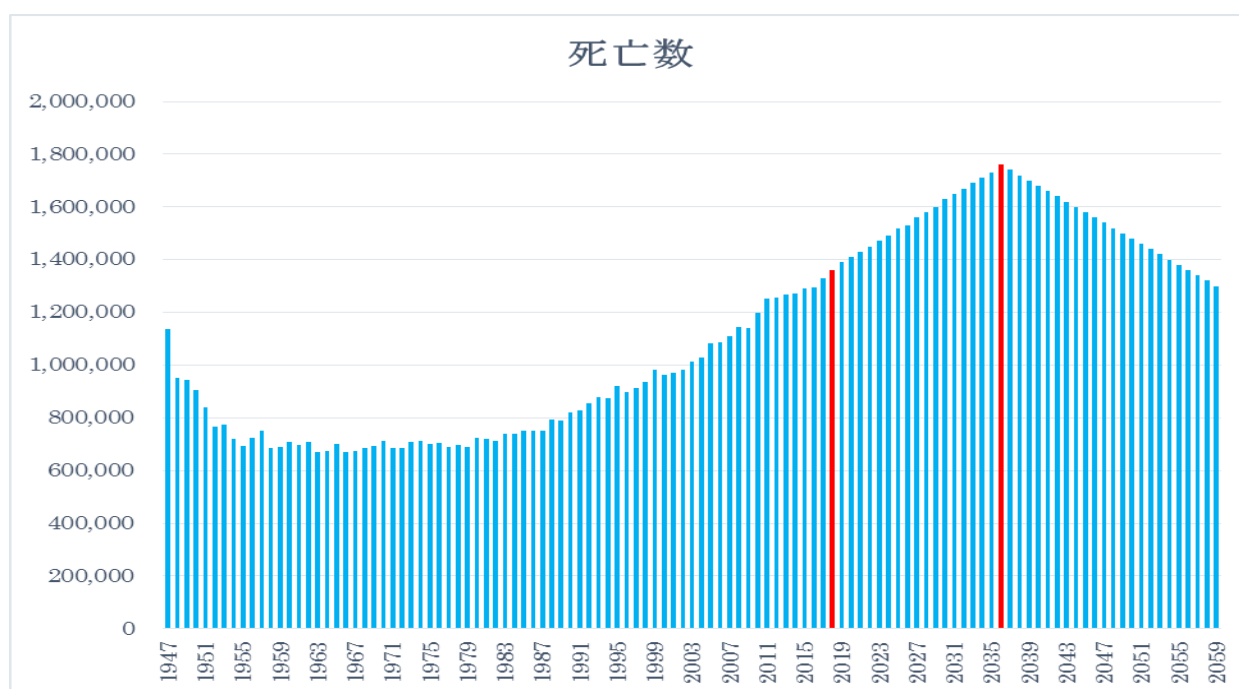
○2005年 1,137万人 8.9%

○2015年 1,634万人 12.9%

○2030年 2,278万人 19.5%

つまり、2030年では国民の5人に1人が後期高齢者となり日本は世界でも類をみない老人大国となります。

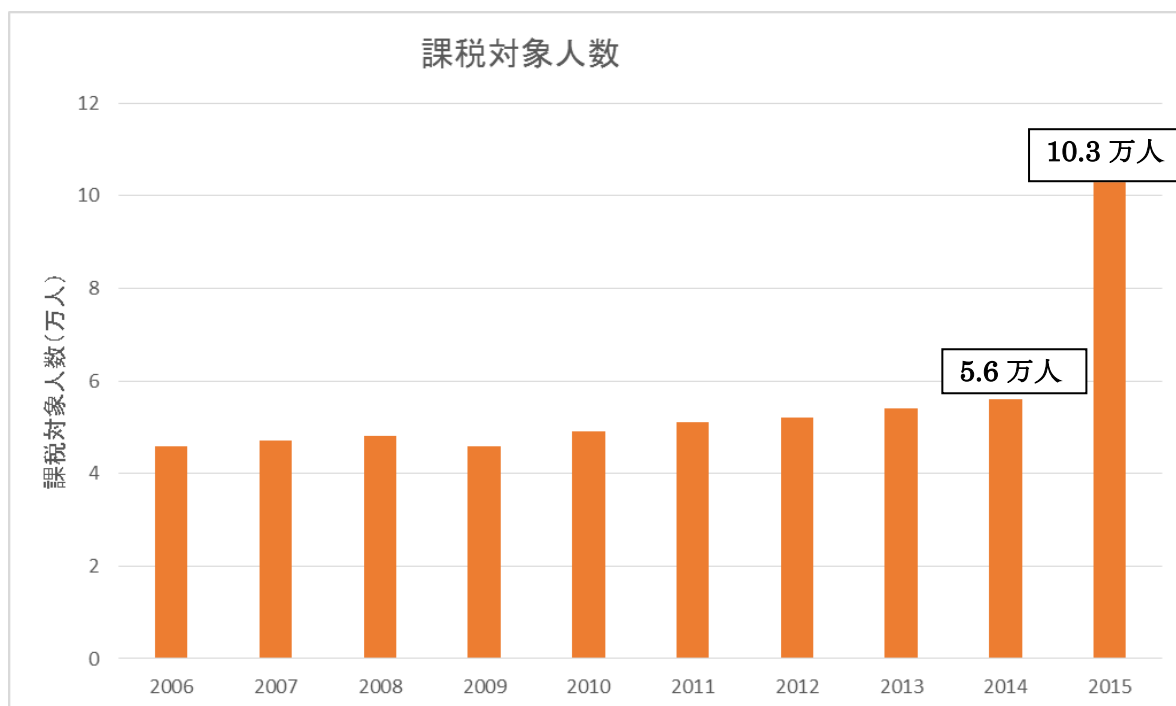
次に日本の死亡者数の統計予想図を示します。



一方で 2015 年に相続税法が大幅に改定され、基礎控除額は、相続人が配偶者と子供 2 人とした場合、8,000 万円から 4,800 万円に大幅減額されました。

その為、自宅不動産とある程度の金融資産を保有しているごく一般的な被相続人のケースでは、それまで相続税の納税が必要なかった相続人でも課税対象者となり得ることに

なり、課税対象者は次の図のように、従来の 1.5 倍から **2 倍に増加**すると予想されています。従って、**相続カウンセ**は広範囲な相続の知識を理解し、効率的な相続対策を行う必要があります。



2. 相続人

(1) 被相続人と相続人

遺産相続とは、亡くなった人の遺産をその配偶者や子供、あるいは孫が受け継ぐことをいいます。

被相続人 ➡ 亡くなって遺産を相続される人

相続人 ➡ 遺産を受け取る人

相続は被相続人が亡くなると同時に開始され、自動的に遺産の全てが、相続人に受け継がれます。従って、被相続人と相続人の関係を理解することが、相続カウンセとして最初の重要な仕事となります。

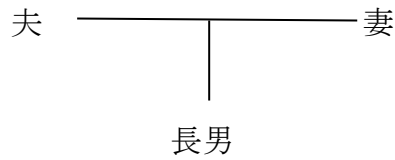


図 1

図 1 で夫が死亡した場合、被相続人と相続人の関係は、図 2 の通りとなります。

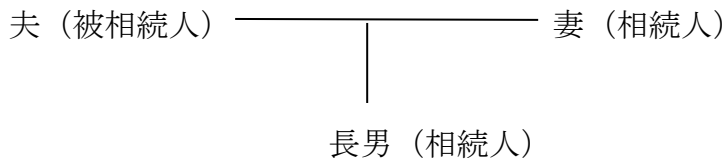


図 2

子供が複数の場合、図 3 となります。

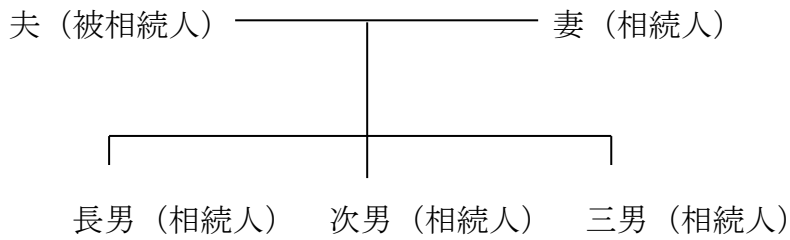


図 3

図 4 は被相続人に前妻がいた場合で、被相続人と前妻の間には長女が誕生しております。この場合、長女はどう解釈するのでしょうか。

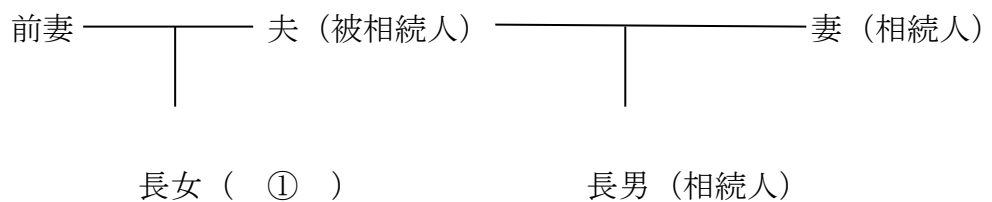


図 4

図5は前妻に連れ子（非養子）がいた場合です。この場合、長女はどう解釈するのでしょうか。

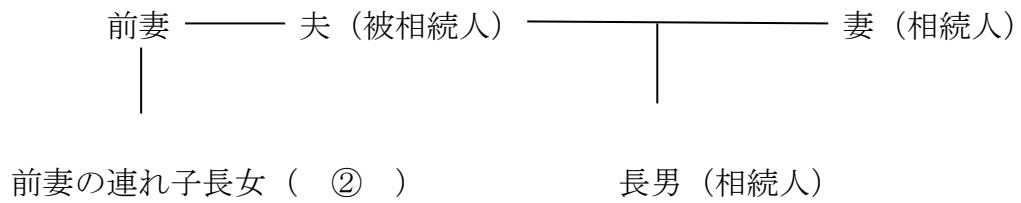


図5

図6は認知された婚外子の場合です。この場合、婚外子はどう解釈するのでしょうか。

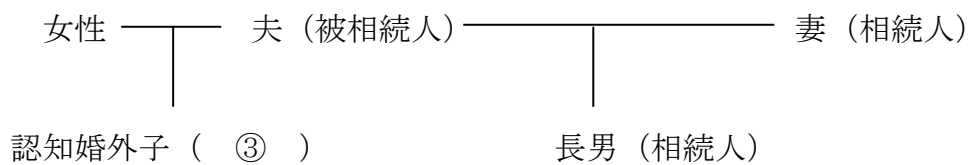


図6

図7は非認知の婚外子の場合です。この場合、婚外子はどう解釈するのでしょうか。

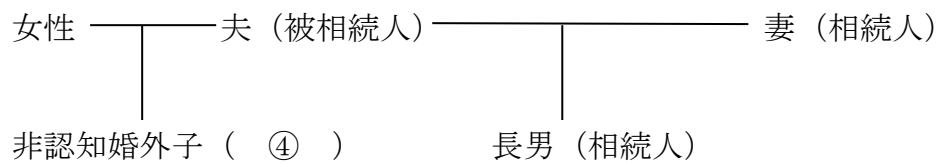


図7

■相続人のポイント

- ① 相続人の見極めは慎重に
- ② 婚外子も相続人の可能性がある
- ③ 最終的には誕生から死亡までの戸籍謄本で調査する

(2) 法定相続人

法定相続人とは、被相続人が亡くなったときに、相続する権利がある人をいいます。この権利は、民法で定められていて、次の人が法定相続人になります。

① 配偶者

常に相続人。但し、婚姻関係のない内縁の妻や、愛人には相続権がありません。

② 子供（＝実子）、養子、あるいは代襲相続人※（孫、曾孫など）を含む

第1順位の相続人。認知された婚外子も相続人となります。

これらの人を**直系卑属**（ひぞく）といいます。民法では、子供、養子が何人いても、全て法定相続人となります。

しかし養子については、相続税法上では被相続人に子供がいる場合、法定相続人としては1人だけが認められ、子供がいない場合は、2人までが認められます。

従って、相続税法上では養子については、1人あるいは2人までしか税金の控除がありません。民法と相続税法では養子の扱いが異なります。

③ 父と母、あるいは、祖父母

第2順位の相続人。つまり、直系卑属が誰もいないときに、相続人になることができます。父と母がいないときは、祖父母が相続人になり、これらの人を**直系尊属**といいます。

④ 兄弟姉妹、あるいはその子供である代襲相続人※（おい、めい）を含む第3順位の相続人。被相続人の直系卑属や直系尊属が、誰もいないときにはじめて相続人となります。

以上が法定相続人となる人です。

遺産を相続する場合には、民法で定められた相続順位により相続権の有無が決まります。

配偶者・・・常に相続人となります
直系卑属・・・第1順位。配偶者と同様で、常に相続人となります
直系尊属・・・第2順位。第1順位の相続人がいないときに相続人となります
兄弟姉妹・・・第3順位。第1、2順位の相続人がいないときに相続人となります

このように、上位の相続順位の人がいるときは、下位の人には相続権がなく常に上位の相続人が優先されます。また、相続発生時にこれらの者が死亡していた場合は、代襲相続※をすることになります。

⑤ 相続人の中に養子が含まれる場合

相続人の中に実子がいる場合、2人以上の養子がいても養子の人数は1人として計算します。相続人の中に実子がない場合、2人以上の養子がいても2人として計算します。これは、養子による相続人の増加の制限を加えるものであり注意が必要です。

※代襲相続人については後述の代襲相続人を参照

■法定相続人のポイント

- ①配偶者と直系卑属が最優先
- ②相続人には順位が定められている
- ③婚外子が相続人になるには認知が必要
- ④法定相続人の数には相続放棄した相続人も頭数に含める

□問題

被相続人が離婚した前婚の子供は相続人となり得るか。

□解答

相続人となり得る（前婚の子供は実子なので認知は不要）

（3）代襲相続人

本来の相続人が相続開始前（同時死亡を含む）に亡くなった場合に、その人の子や孫が代わって相続できる制度を「代襲相続」といいます。この場合の代襲される者を「被代襲人」、代襲する者を「代襲人」といいます。

たとえば、被相続人に子が3人いて、うち1人の子が相続開始前に亡くなった場合に、その亡くなった子の子、つまり被相続人からすると孫が、亡くなった子（被代襲人）に代わって相続人（代襲人）となります。

代襲は、このように子がすでに亡くなっている場合のほか、相続人であった人が相続欠格や相続人の廃除によって相続権を失った場合にも成立します。

しかし、相続人が相続放棄によって相続権を放棄した場合は、代襲相続することはできません。相続放棄は最初から相続人でなかったものと処理されるので、相続人としての権利が継承できません。

また、代襲相続できる者は被相続人の直系卑属に限定されており、**配偶者には代襲相続権が認められていません**ので、子がない妻の場合、夫が義父母より先に死亡していると、義父の遺産は全く相続できないことになります。

また、養子の養子縁組前の子（養子の連れ子）は、被相続人の直系卑属ではありませんから、養子縁組しないかぎり相続することはできません。

代襲者が相続する相続分は、本来相続人が相続する**相続分と同一**となります。

代襲者である孫もすでに亡くなっていたという場合は、孫の子すなわち曾孫が代襲します。なお、曾孫以下についても同じ扱いになります。これを**再代襲相続**といいます。

ただし、兄弟姉妹が相続する場合には、再代襲は認められません。したがって、甥や姪の子が代襲することはありません。

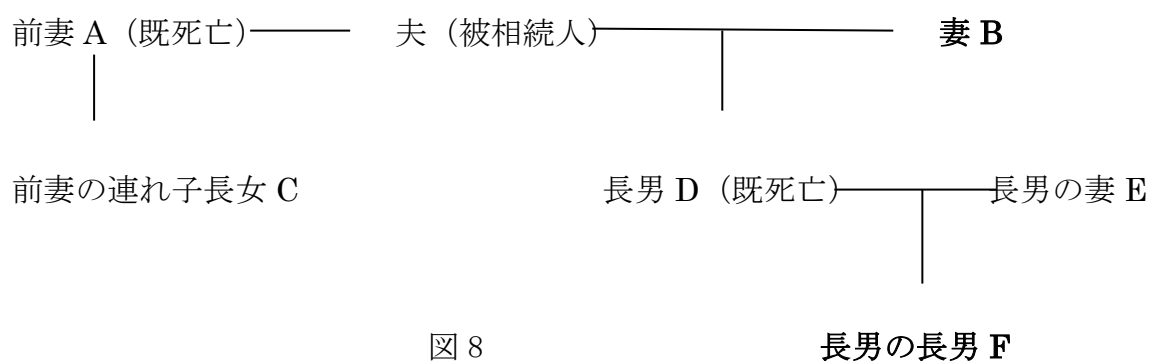


図 8 の場合、

妻 B は配偶者であるので相続人である。

長女 C は連れ子の為、養子縁組されていないと相続人となれない。

長男 D の妻 E は長男 D の配偶者であるので相続人でも代襲人でもない。

長男 D の長男 F は長男 D の直系卑属として代襲人（相続人）である。

■代襲相続のポイント

- ① 代襲相続できる者は被相続人の直系卑属に限定される
- ② 相続放棄した場合は代襲相続が認められない
- ③ 義父と配偶者の関係では代襲相続が認められない
- ④ 再代襲制度がある（兄弟姉妹の再代襲はない）

(4) 相続の承認

相続の承認は、次の2つがあります。

- ・単純承認
- ・限定承認（3ヶ月以内に）

このばあい、限定承認と相続放棄（後述）は「自分が相続人になったことを知った時から3ヶ月以内」に家庭裁判所に対して申述しなければなりません。3ヶ月以内に申述しなければ、単純承認したものとみなされます（法定単純承認）。

単純承認とは、被相続人の財産（債権）と債務の全てを相続することで、相続案件の内、最も多いケースがこの単純承認の相続となります。

単純承認の後に、債務の額が財産より多いことに気づいても相続放棄又は限定承認はできません。

また、次の行為をすると単純承認を認定されるので相続放棄はできません。

- ① 相続人が相続財産の全部、または一部を処分した。
- ② 相続人が自己に相続が開始したことを知ったときから、3ヶ月以内に「限定承認または相続放棄」をしなかった。
- ③ 相続人が、限定承認、または相続放棄をした後であっても、相続財産の全部、または一部を隠匿したり、消費した。

限定承認とは、**相続人の全員**が相続によって得た被相続人の財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、家庭裁判所において相続の承認をすることをいいます。

つまり、限定承認は相続した財産から負債の弁済を完了したのちに、財産が残っていれば、その残っている財産を相続するというものです。家庭裁判所で限定承認がなされた場合、5日以内に債権者に債権の請求の申出の公告を行う必要があります。

この限定承認は、被相続人の負債が多いのか、財産が多いのかが不明である場合に有効な手続きです。もし、明らかに負債が多い場合は、次の相続放棄の手続きが有効です。

■ 限定承認のポイント

- ① 限定承認は**相続人の全員**で家庭裁判所の手続きが必要。
- ② 限定承認は各相続人が単独ではできない。

- ③ 相続を知った時から **3ヶ月以内**に手続きを行う必要がある。
- ④ 債権者に対し、5日以内に債権請求申出の公告が必要。

□問題

相続人の A が自身の相続分を B に譲渡した後、遺産分割協議に A は適格者として参加できますか 解答 (⑤)

(5) 相続放棄

相続放棄は相続人がそれぞれ**単独**で行うことができます。

■相続放棄のポイント

- ① 相続人の全員でなく、**各相続人が単独**で家庭裁判へ申立てができる。
- ② 自分が相続人になったことを知った時から **3ヶ月以内**に行う必要がある。
- ③ 3ヶ月以内に相続放棄をするかどうか決めることが出来ない特別の事情がある場合は、家庭裁判所に、「相続放棄のための熟慮期間延長」を申請することにより、この3ヶ月の期間を延長してもらえる場合がある。
- ④ 相続放棄した者は**最初から相続人ではなかった**ということで処理される。
- ⑤ 相続放棄した相続人は**代襲相続も無関係**となる。
- ⑥ 相続人が未成年者の場合は、その法定代理人が代理して申述する。
- ⑦ 相続人が成年被後見人の場合は、その法定代理人が代理して申述する。
- ⑧ **被相続人の住所地** (相続開始地) の家庭裁判所が管轄となる。

一般に3ヶ月を経過すれば相続放棄はできませんが、最高裁に次のような判例がありますので、後日、相続放棄は完全に不可能ではありません。「**相続人が遺産がないと信じることに相当の理由があれば、例外的に、相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべかりし時から起算するのが相当である**」(昭和59年4月27日最高裁判決)

これは相続人が、相続する財産が無いと思い何も手続きをしていなかったが、3ヶ月を経過して債権者から債務の督促を受けた場合の判例の一つです。

□問題

相続人 A、B、C で C が相続放棄した場合、C の実子は相続人として権利を行使できるか 解答 (⑥)

3. 遺産分割

(1) 遺産分割協議書

相続人が単独の場合は、その単独相続人が全ての財産を相続することになります。相続人が複数の場合で、遺言書がない場合、遺産分割協議が必要となります。遺産分割協議は**相続人の全員**で行う必要があります。

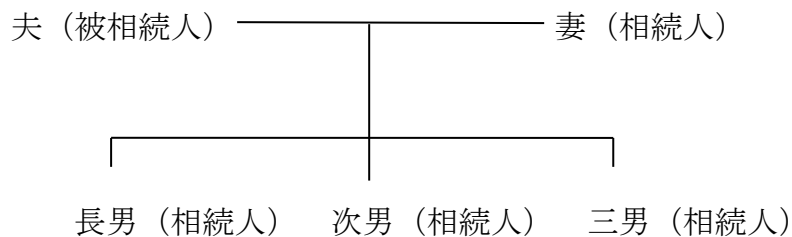


図9

図9の場合、遺産分割協議のメンバーは妻、長男、次男、三男の4人となります。もし、妻、長男、次男の3人で遺産分割協議を完了しても、相続人の全員で遺産分割協議を行っていませんから、その遺産分割協議は無効であり、法的な効力はありません。

従って、遺産分割協議が整わないうちに、被相続人の銀行預金を、相続人である長男一人が引き出すことはできません。

一般的に銀行側は被相続人の銀行預金の引き出しに際して、次の書面を求めます。

- ① 遺産分割協議書
- ② 相続人全員の印鑑証明書
- ③ 被相続人の戸籍謄本
- ④ 相続人全員の戸籍謄本

法務省の「法定相続情報証明制度」が2017年5月29日より運用が開始されています。これにより法務局が発行する相続情報を記載した証明書1枚で代用することが可能となります。

被相続人の遺産を相続人が分割する場合、遺産が現金や預金であれば簡単に分割できますが、土地や建物となると簡単には分割できません。

遺産を具体的に分割する方法としては、次のような方法があります。

別紙 2

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和○年○月○日 死亡 平成28年4月1日 (被相続人) 法 務 太 郎	住所 ○県○郡○町○34番地 出生 昭和45年6月7日 (子) 法 務 一 郎 (申出人)
住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和○年○月○日 (配偶者) 法 務 花 子	住所 ○県○市○町三丁目45番6号 出生 昭和47年9月5日 (子) 相 続 促 子
	住所 ○県○市○町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (子) 登 記 進

以下余白

作成日：○年○月○日
 作成者：○○○士 ○○ ○○
 (住所：○市○町○番地)

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日

○○法務局○○出張所 登記官 ○○ ○○ 職印

注) 本書面は、提出された戸除籍簿本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 ○00000 1 / 1

・現物分割

自宅の土地と家屋は妻に、別荘は長男にというように遺産の現物をその状態のまままで分割する方法。

・換価分割 (かんかぶんかつ)

不動産など遺産の一部または全部を売却して、その売却代金を相続人で分ける方法。この方法によると現金で決済できるため、遺産の分割が容易です。

・代償分割

相続人の中の1人又は複数の者が、遺産の全部または一部を現物で取得し、取得しなかった他の相続人に不足分を代償金として支払うという方法。

・共有分割

個々の遺産を相続人間で共有する方法です。この方法は、不動産などが共有名

義となり、将来、不動産の処分が困難になることから、特別な事情がある場合を除いて適当な方法ではありません。

遺産分割協議書のサンプルの一例を次に示します。

遺産分割協議書

被相続人 相統一朗
生年月日 昭和21年2月18日
本籍 東京都中央区新富町1丁目12番地

平成30年1月20日上記被相続人相統一朗の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、被相続人の遺産を協議により次のとおり分割し相続することに合意した。

1. 次の不動産は相続花子が相続する。

所在 東京都中央区新富町1丁目12番地
地番 12番1
地目 宅地
地積 80.00 m²

所在 東京都中央区新富町1丁目12番地
家屋番号 12番1
種類 居宅
構造 木造スレート葺1階建
床面積 1階 48.00 m²

2. 次の預貯金は相続太郎が相続する。

三菱東京 JFF 銀行 新富町支店 普通預金 口座番号 1234567 金 2,675,102 円

3. 本協議書に記載のない資産及び後日判明した資産については相続人相続花子がこれを取得する。

上記のと通りの協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

平成30年2月10日

東京都中央区新富町1丁目12番地
相続花子 (実印)

東京都中央区新富町4丁目48番地
相続太郎 (実印)

遺産分割協議がまとまらない場合は、次のような段階を経て最終的には裁判で決定します。

遺産分割の調停

申立人は相続人
所轄は相手先の住所地の家庭裁判所
調停は相続人の全員で話し合いで決定
調停の成立は判決と同効力



調停が不調の場合は審判に移行

遺産分割の審判

審判は裁判所が決定を下します
審判の決定は判決と同効力



決定された審判に不服の場合は2週間
以内に即時抗告を行い訴訟に移行します

訴訟

通常の裁判で決定します

□問題

相続人間で協議をしないまま、いきなり家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることは可能か

□解答 (⑦)

■遺産分割協議書の作成のポイント

- ① 作成は手書き、パソコンのどちらでも可
- ② タイトルは「遺産分割協議書」とする
- ③ 被相続人の氏名、相続日（死亡日）を明記する
- ④ 相続財産の処分内容を具体的に記述する
- ⑤ 不動産の記載は登記簿謄本により、自動車は登録証により正確に記述する
- ⑥ 預貯金、株式等の金融商品は通帳や証券に照らして正確に記述する
- ⑦ 代償分割の場合は代償内容と支払期限を明確に記述する
- ⑧ 相続人の住所、署名は自筆が適切
- ⑨ 相続人の捺印は実印で行う。
- ⑩ 相続人の数と同じ部数を作成し、相続人全員が各自一通ずつ原本を保管する。

□問題

相続人10人中、9人で遺産分割協議書を作成した場合、この遺産分割協議書は有効か

□解答 (⑧)

(2) 遺産分割協議に参加できる相続人

相続人の全員が常に遺産分割協議に参加できるとは限りません。

遺産分割協議に参加できる相続人は成人である必要があります。つまり、相続人が未成年者である場合、その相続人は遺産分割協議に参加することができません。

相続人が未成年者の場合、その未成年者の相続人に特別代理人を選出しなければなりません。



図 10

図 10 で次男と三男が未成年者である場合、次男と三男にそれぞれ特別代理人が必要になります。次男と三男の母親である妻は、妻自身が相続人である為、妻と次男と三男との間で利益相反の関係になるので、この場合、母親は特別代理人になれません。

このような場合、母親が家庭裁判所に申請し、次男と三男それぞれに特別代理人を選任する必要があります。

従って、この場合、遺産分割協議に参加するのは、妻、長男、次男の特別代理人、三男の特別代理人の 4 人となります。

更に、相続人が認知症等であっても相続人としての権利は有しています。そのため、これらの人を除外した遺産分割協議は無効となります。

認知症等は人によって症状も様々であり、相続においては意思能力（自分の状況を理解して物事を判断する能力）の有無が重要になります。

相続人で認知症等になっている人がいる場合、意思能力の有無によって次のように対応が変わってきます。

認知症等であっても意思能力がある場合、その相続人も参加して遺産分割協議を行う

認知症等で意思能力がない場合、成年後見制度を利用して後見人等を選任し、選任された後見人が本人に代わって遺産分割協議を行う

相続人のうち、行方不明の者がいる場合、**7年以上の期間**、行方不明の場合には、家庭裁判所に**失踪宣告**を申立てて、行方不明者を行方不明になった時から7年後に亡くなったものとみなしてもらい（普通失踪）、相続人から除外することができます。もし行方不明者に子供がいればその子供が相続人となります。

このほか船舶事故や震災等に遭い、その後**1年以上**生きていたどうか分からない場合、上記と同様に失踪宣告の申し立てができます（危難失踪）。

不在者財産管理人

1年以上の期間、不在である不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者などの利害者が家庭裁判所に申立を行い、不在者財産管理人を選任する。同管理人は不在者の財産を管理・保管し、家裁の許可を得た上で遺産分割や不動産の売却を行う。

不在者財産管理人になれる人 →不在者と利害関係がない親族など

不在者財産管理人になれない人 →相続人、利害関係人

■遺産分割協議への参加のポイント

①未成年者は参加できない

②認知症の相続人は慎重に対応

③相続人に行方不明者がいる場合は失踪宣告や不在者財産管理人を申し立てる

□問題

相続人がA（48才）、B（22才）、C（18才）の場合、Cは当然の権利で自身が遺産分割協議に参加できるか

□解答（ ⑨ ）

(3) 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって自分で物事を判断する能力（事理弁識能力）が不十分な人を保護するための制度です。

これらの人が単独で物事を判断、実行しようとする、他人が勝手に話を進めて本人の意志に関係なく財産を処分してしまったり、都合の良いように物事を処理してしまったりする可能性があります。

そこでこれらの人に代わって法律行為を行う後見人等を付けて、一定の法律行為を行うときには後見人等の関与が必要になるよう行動に制限をかけることで、本人が不利益を被らないようにしようとするものです。

成年後見制度では「任意後見制度」と「法定後見制度」の二種類があります。

・任意後見制度

本人の判断能力があるときに、予め信頼できる人との間で「任意後見契約」を締結して、判断能力が低下したときの財産管理等に備える制度です。この「任意後見契約」にかかる契約書は公正証書によって作成しなくてはなりません。その後、本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、任意後見人が「任意後見契約」に基づいた事務を行います。つまり、任意後見監督人の選任により初めて任意後見人が後見人としての役割を果たすことができます。

・法定後見制度

意思能力が失われた人が不利益を被らないようにするため、家庭裁判所が法律上で定められた者を選任し、本人に代わって法律行為を行ったり同意を与えることで、本人の権利や財産を保護する制度です。後見人等選任の申し立ては本人や親族等（4親等以内）が行えます。

従って、相続手続きの際に意志能力が失われている相続人がいる場合は、「法定後見制度」を利用します。

法定後見制度は、後見が必要な人の状態に応じて「補助」「保佐」「後見」の三種類に分けられます。このうち、どの種類に該当するかは医師による診察結果等によって家庭裁判所が判断します。

補助	精神上的障害により判断能力が不十分な者
保佐	精神上的障害により判断能力が著しく不十分な者
後見	精神上的障害により判断能力を欠く常況（常に判断する能力が失われている状態）にある者

後見人等は本人の状態に応じて、三種類の役割を担います。

補助人	限定的な同意権・取消権、特定の法律行為についての代理権
保佐人	同意権・取消権、特定の法律行為についての代理権
後見人	取消権、包括的な代理権

■成年後見制度のポイント

- ①任意後見人は任意後見監督人とセット
- ②法定後見の申立は4親等以内親族が行う
- ③法定後見は補助、保佐、後見の3種類

（4）遺言書

被相続人の遺言書があれば、法定相続分に関わらず遺産を分割することができます。つまり、故人である被相続人の意志を尊重することができます。遺言書には特別な例を除いて、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つがあります。

自筆証書遺言

自分で紙に書き記す遺言書のこと、誰でも気軽に作成が可能で費用もかかりません。そのため遺言書としては一番多く利用されています。

公正証書遺言

遺言書を公正証書にして公証役場で作成します。公証人が法律の規定どおりに公正証書として書類を作成するので、確実に遺言書を残したいときや相続財産の金額が大きい時に利用されます。公証役場での保続期間は20年。1989年以降の公正証書遺言は「遺言検索システム」で全国の公証役場で保管中の遺言を無料で検索できます。検索を申請できる者は、相続人又は利害関係人に限定されます。

秘密証書遺言

公証役場で手続きをしますが、遺言書を封緘した状態で公証役場の手続きを行う為、遺言内容は公証人にも知られずにできるので、亡くなるまでは絶対に秘密を守りたいという場合に利用されます。

公正証書遺言以外の自筆証書遺言と秘密証書遺言は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出してその **検認** を受ける必要があります。その為、封緘されている遺言書はすぐに開封せず、家庭裁判所で相続人立会の上で開封する必要があります。

遺言書が家庭裁判所で検認されると家庭裁判所で検認調書と言う公認文書が作成されます。検認は、遺言書の内容を明確にしてその後に遺言書の偽造・変造を防止するための手続であって、遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。遺言書の内容に疑問があれば、別途の裁判などの方法で争う必要があります。なお、勝手に遺言書を開封し、偽造、改ざんすると**相続欠格**として相続権を失うことになりかねませんので注意が必要です。

遺言書のサンプルの一例を次に示します。

遺 言 書

遺言者 相統一朗は次の通り遺言する。

1、妻 相続花子（昭和25年7月7日生）には以下の不動産を相続させる。

所 在	東京都中央区新富町1丁目12番地
地 番	12番1
地 目	宅 地
地 積	80.00 m ²
所 在	東京都中央区新富町1丁目12番地
家屋番号	12番1

種類 居宅
構造 木造スレート葺1階建
床面積 1階 48.00 m²

2、長男 相続太郎（昭和36年4月10日生）には以下の預金を相続させる。

三菱東京 JFF 銀行 新富町支店 普通預金 口座番号 1234567

3、その他遺言者に属する一切の財産は、妻 相続花子に相続させる。

4、遺言執行者として、妻 相続花子を指定する。

遺言執行者は、遺言者名義の預貯金の名義変更、払戻、解約、その他、本遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有する。

平成30年1月10日

東京都中央区新富町1丁目12番地

遺言者 相続一朗 実印

■自筆証書遺言でのポイント

- ①タイトルは「遺言書」とする
- ②全文自筆で作成する。（ワープロの文章は効力がない）。
- ③法定相続人でない場合には、「相続させる」と書かずに「遺贈する」と記述する。
- ④財産の書きもれがあると、その部分について遺産分割協議が必要になるため、「その他、一切の財産は〇〇に相続させる」という条項が重要になる。
- ⑤手続きをスムーズに進めるために、遺言執行者を指定しておく。
- ⑥正確な日付を記入する。（「吉日」の記述、ゴム印の日付スタンプも不可）
- ⑦自筆で署名・捺印する。認印でも法的には問題ないが、トラブル防止のために実印の捺印を推奨する。
- ⑧自筆証書遺言を封入・封印し、保管する。

被相続人は遺言によって、5年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部についてその分割を禁止することができます。この場合、遺産分割の禁止は遺言によって行わなければならない、それ以外の生前行為で指定することは認められません。

□問題

遺言の効力が生じる時はいつか

□解答（ ⑩ ）

□問題

被相続人の生前に相続人の全員で同意した遺産分割協議書の扱いはどうなるか

□解答 (⑪)

□問題

自筆証書遺言で外国語で記述した遺言書はどうなるのか

□解答 (⑫)

□問題

自筆証書遺言で年月は正確に記述したが、日付だけが抜けている遺言書は有効か

□解答 (⑬)

(5) 法定相続分

上位の相続順位の人がいるときは、民法で次のように相続の割合が決まっています。これを、法定相続分と呼んでいます。

相続順位	相続人と相続の割合	
第1順位	配偶者 1/2	直系卑属 1/2
第2順位	配偶者 2/3	直系尊属 1/3
第3順位	配偶者 3/4	被相続人の兄弟姉妹やめい・おい 1/4

以前の民法では実子と婚外子の法定相続分を差別していましたが、現在の民法では実子と認知された婚外子との差別は全くなく、**同一の法定相続分**が規定されています。

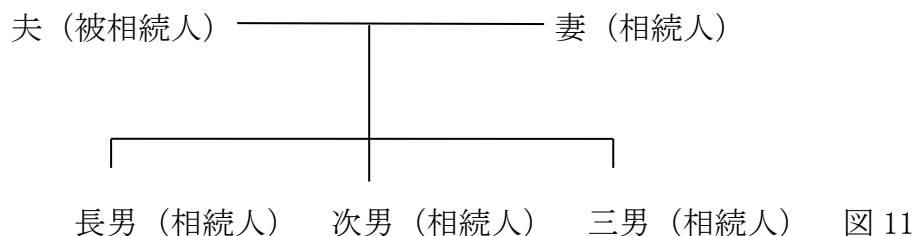


図 11 の場合、相続人は配偶者と長男、次男、三男の 4 名となりますので、法定相続分は、 配偶者 1/2 直系卑属の合計 1/2 となります。

直系卑属は長男、次男、三男の3名なので、それぞれが3等分となるため、
 $1/2 \times 1/3 = 1/6$ となり、結果は、
 配偶者 $1/2$ 長男 $1/6$ 、次男 $1/6$ 、三男 $1/6$ となります。

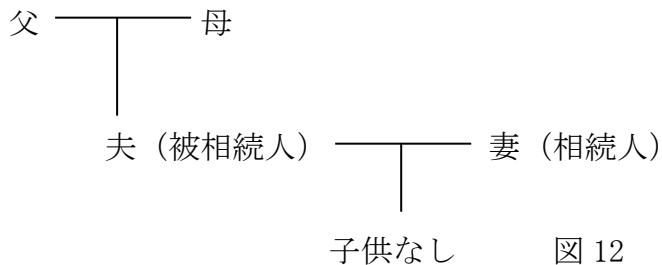


図 12 の場合、相続人は配偶者と父、母の3名となりますので、法定相続分は、
 配偶者 $2/3$ 直系尊属 $1/3$ となります。

直系尊属は父、母の2名なので、それぞれが2等分となるため、
 $1/3 \times 1/2 = 1/6$ となり、

結果は、 配偶者 $2/3$ 父 $1/6$ 母 $1/6$ となります。

■相続分の取戻し権とは

遺産分割の前でも共同相続人は自身の相続分を第三者に譲渡することができますが、他の共同相続人がその第三者への遺産分割協議への介入を排除したい場合には、1ヶ月以内であれば、その第三者に価額・費用を払い、その相続分を取戻すことができます。この権利を相続分の**取戻権**と言います。

□問題

認知された婚外子の法定相続分と実子の法定相続分の割合はどうなるか

□解答 (⑭)

□問題

被相続人 A の不動産 X を第三者 B に譲渡し、登記以前に A が死亡した場合はどうなるか

□解答

この場合 (⑮) が優先されます

□問題

配偶者 A と相続人 B、C で C が相続放棄をした場合、A の相続分はどうか

□解答

C が相続放棄をしたので、B の相続分はその分増加しますが、A の相続分は変わりません。

□問題

相続財産で相続人が最終的に 1 人も存在しない場合、相続財産の扱いはどうなるのか

□解答 (⑩)

(6) 遺留分

被相続人が遺産相続について遺言書を残しているときは、故人の意志を尊重するという観点から法定相続人の相続分より優先されることとなります。ただし、法定相続人の最低限の取り分は「**遺留分**」として相続できます。

その為、被相続人が法的に有効な遺言書で一人の相続人に全財産を相続させると記述していても、法定相続人は最低限、遺留分に該当する財産を相続できます。

全ての相続人に遺留分があるものではなく、相続関係と遺留分は次の通りとなります。

相続関係	遺留分	遺留分の割合
配偶者	遺留分あり	法定相続分の 1/2
直系卑属	遺留分あり	法定相続分の 1/2
直系尊属	遺留分あり	法定相続分の 1/2 但し直系尊属のみの場合 1/3
兄弟姉妹等	遺留分なし	なし

また、侵害された遺留分を確保するためには、遺言書により財産を相続した人に、「**遺留分減殺請求**」をする必要があります。認知された婚外子は実子と同一の遺留分があります。

「遺留分減殺請求」の権利は、相続開始、および自分の遺留分が侵害されていることを知った日から **1 年**、あるいはそれを知らなくても相続開始の日から **10 年**を過ぎると、時効で消滅し請求できなくなりますから、注意が必要です。

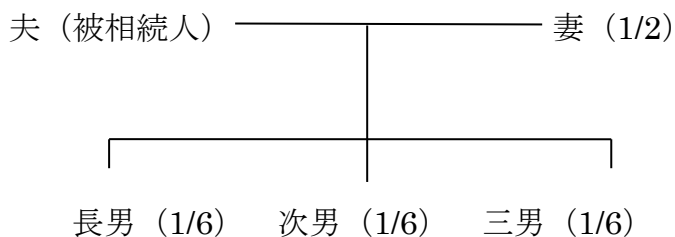


図 13

図 13 は、相続人が妻と三人の子供の例を示しております。通常の相続分は図式の通りとなります。

しかし、遺言書で被相続人が全財産を慈善事業に寄付をすると記述されていた場合、相続人は遺留分減殺請求を行うことができます。その場合の相続人の遺留分は通常の相続分と比べ図 14 の様な割合に変化します。

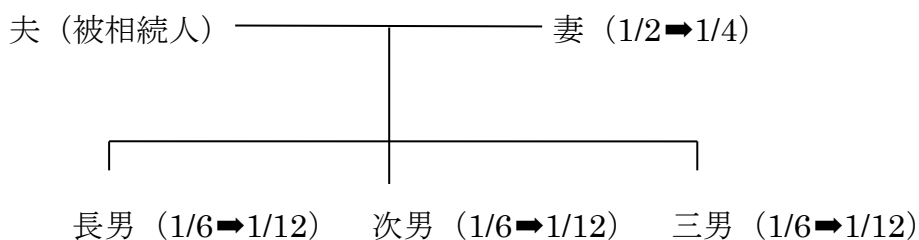


図 14

ところで、代々家業を営んでいる被相続人の財産の殆どが家業に関する不動産や金融資産の場合、事業の後継者ではない相続人が遺留分を請求すると家業が立ち行かなくなる恐れがあります。そこで、民法には被相続人の生前に、相続人に遺留分を主張しないという意思表示をさせる制度を用意しています。(遺留分の放棄)

さらに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」により遺留分を放棄する特例が規定されていますので、遺留分を放棄する必要がある場合には、民法や特例法を活用ください。

□問題

相続人 A と B の場合、公正証書遺言書は全財産を A に遺贈すると記述されていた。その場合 B の相続はどうなるのか

□解答

相続人 B は遺留分を請求することができる

□問題

認知された婚外子の遺留分と実子の遺留分の割合はどうなるか

□解答 (⑰)

□問題

相続人 A、B、C で合意した C の相続分をゼロにする遺産分割協議は許されるか

□解答 (⑱)

□問題

相続人 A に不動産 X を相続させる遺言があったが A が遺言作成時より先に死亡していた場合はどうなるか

□解答

遺言作成の前に A が死亡しているので、その部分の遺言は無効となる

(7) 相続欠格

相続人であっても、相続欠格または廃除という法律の定めによって相続権を失う場合があります。

相続欠格とは、相続人が犯罪を犯した場合などに相続人の資格が無くなることです。本来ならば相続人であるはずなのに、不法行為を原因に相続人になることができない場合がこれにあたります。たとえば、相続に関する法律を犯した場合などは相続欠格事由に該当し、相続人の資格が剥奪されます。そのほか、相続欠格事由には次のものがあります。

故意に被相続人、自分以外の相続人を死亡させ、または死亡させようとして刑に
処せられた者

被相続人が殺害されたことを知りながら、告訴、告発をしなかった者

詐欺や強迫により、被相続人が相続に関する遺言を作成・撤回・取消し・変更する
ことを妨げた者

詐欺や強迫により、被相続人に相続に関する遺言を作成・撤回・取消し・変更させた者

相続に関する被相続人の遺言書について偽造・変造・破棄・隠匿した者

この相続欠格というのは、相続廃除と違い、被相続人の意思とはまったく関係ありません。相続欠格となった者に相続させると被相続人が遺言を残していても、それは認められないので非常に厳しいものと言えます。

そして、一度でも相続欠格となった者は相続人の資格を永遠に失うことになり、相続人の資格が復活することはありません。

なお、相続人が自らの意思で相続放棄をする場合は、相続放棄をした者が初めから相続人ではなかったとみなされるので代襲相続することはありませんが、相続欠格の場合は、代襲相続することになり代襲相続人が相続欠格者に代わって相続人となります。

□問題

相続人 A、B、C で A に実子 D がある場合、A が相続放棄をすると D の扱いはどうなるか

□解答

A が相続放棄をしているので、A は最初から相続人でないとされるので、その実子 D も相続の権利は発生しない

(8) 相続人の廃除

相続人の廃除とは、被相続人の意思によって相続権を奪う制度です。

廃除の対象は、遺留分を有する推定相続人 (※) に限られます。なお、兄弟姉妹は遺留分を持っておらず、遺言で相続させないことができるので、わざわざ廃除する必要はありません。

廃除された者の直系卑属(兄弟姉妹の場合は、その子)は代襲相続することができます。また、相続欠格の場合と異なり、廃除された者は遺贈を受けることができます。

相続人の廃除の理由としては、次の項目が挙げられます。

- ・被相続人に虐待をしたとき
- ・被相続人に重大な侮辱を加えたとき
- ・その他の著しい非行があったとき

※ 推定相続人とは、もし現状のままで相続が開始した場合に、相続権があるであろうという人のことをいいます。

相続人の廃除の手続きは、被相続人の住所地の家庭裁判所に申立てて、調停または審判により審理されます。廃除の調停が成立し、又は審判が確定すると、被廃除者である相続人は直ちに相続権を失います。

その方法は以下の2通りです。

- ①被相続人が生前に家庭裁判所に申立てます（生前廃除）。
- ②遺言によって、被相続人が廃除の意思表示をしていれば、遺言執行者が申立てます（遺言廃除）。

審判が確定（又は調停が成立）すれば、10日以内に市町村役場に「推定相続人廃除届」を提出します。戸籍の「身分事項」欄には推定相続人から廃除された旨記載されます。

又、相続人の廃除は、被相続人の意志でいつでも取り消すことができます。その手順も前述の通りとなります。

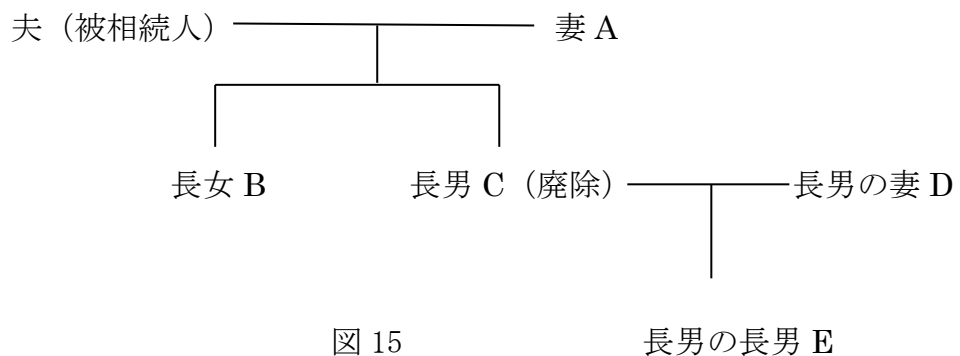


図 15

図 15 の場合は、

妻 A は配偶者であるので相続人である

長女 B は直系卑属であるので相続人である

長男 C は廃除されているので相続人でない

妻 D は長男 C の配偶者であるので相続人でない

長男の長男 E は長男 C が廃除されているので、その代襲として相続人である

また、それぞれの相続分は、次の通りとなります。

妻 A は配偶者として $1/2$

長女 B は直系卑属として $1/2 \div 2 = 1/4$

長男 C は廃除されているので 0

妻 D は長男 C の配偶者であるので 0

長男 E は代襲人として $1/2 \div 2 = 1/4$

(9) 寄与分と特別受益

寄与分とは相続人が被相続人に対して特別に寄与した場合に、当該の相続人に法定相続分以上の相続を認めるという考え方です。

これは特別に寄与した相続人とそうでない相続人が全く同一の法定相続分であれば、不公平な相続になるからです。

相続における寄与が認められる事例は以下の通りです。

被相続人の事業に関する労務の提供または財産の給付を行った
被相続人の療養看護その他の方法により特別に寄与した
被相続人の財産の維持または増加につき特別に寄与した

一方、次の者には寄与分は認められません。

- ・相続人でない者
- ・相続放棄した者
- ・相続欠格者
- ・廃除された者

寄与分は遺産分割協議で決定します。もし、遺産分割協議で決定しない場合は、家庭裁判所に調停や審判を申立てます。

寄与分を加味した相続分の計算方法は、次の通りとなります。

寄与者の相続額

$$= (\text{相続開始時の財産価格} - \text{寄与分の価格}) \times \text{相続割合} + \text{寄与分の価格}$$

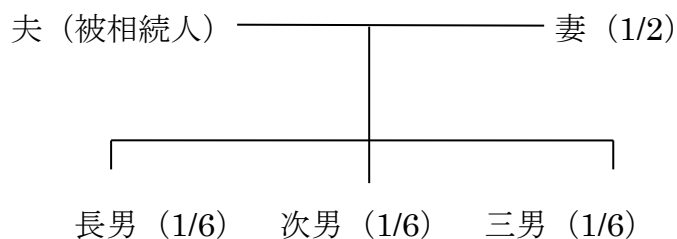


図 16

図 16 の場合、長年、長男は被相続人を支え被相続人の家業を共同で運営してきました。一方、次男と三男は被相続人の家業と関係なく他の会社に勤めていたとします。被相続人の財産の総額が 6,000 万円で遺産分割協議で長男の寄与分が 1,200 万円として認められた場合の相続額は、次の通りとなります。

$$\text{妻} \quad (6,000 - 1,200) \times 1/2 = 2,400 \text{万円}$$

$$\text{長男} \quad (6,000 - 1,200) \times 1/2 \times 1/3 + 1,200 = 2,000 \text{万円}$$

$$\text{次男} \quad (6,000 - 1,200) \times 1/2 \times 1/3 = 800 \text{万円}$$

$$\text{三男} \quad (6,000 - 1,200) \times 1/2 \times 1/3 = 800 \text{万円}$$

特別受益とは寄与分と逆の仕組みで、相続人の中で被相続人から特別の受益を得ていた場合、他の相続人と公平にするために、相続の是正を行う考え方です。

相続開始前に被相続人から得た特別の受益は、相続開始後の遺産分割にあたって受けるべき財産額の前渡しを受けていたものとして扱われます。

是正の方法は、被相続人から得ていた贈与の価額を相続財産に加算します。これを**特別受益の持戻し**といい、その加算した額を基礎として各人の相続分を次のように計算します。

特別受益者の相続額

$$= (\text{相続開始時の財産価格} + \text{特別受益分の価格}) \times \text{相続割合} - \text{特別受益分の価格}$$

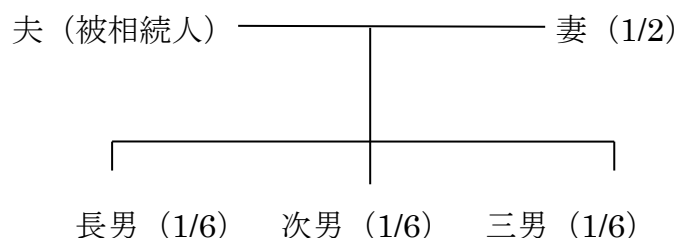


図 17

図 17 の場合、長男が被相続人から長男の自宅の建築費用の一部として 1,200 万円の贈与を受けていました。

一方、次男と三男は被相続人から生前の贈与がなかったとします。

被相続人の財産の総額が6,000万円です。遺産分割協議で長男への特別受益分が1,200万円として認められた場合の相続額は、次の通りとなります。

$$\text{妻} \quad (6,000 + 1,200) \times 1/2 = 3,600 \text{万円}$$

$$\text{長男} \quad (6,000 + 1,200) \times 1/2 \times 1/3 - 1,200 = 0 \text{円}$$

$$\text{次男} \quad (6,000 + 1,200) \times 1/2 \times 1/3 = 1,200 \text{万円}$$

$$\text{三男} \quad (6,000 + 1,200) \times 1/2 \times 1/3 = 1,200 \text{万円}$$

なお、持ち戻しの対象となるのは、被相続人から相続人に対する生前贈与か遺贈です。すなわち、原則として相続人でない者に対する生前贈与や遺贈は対象外ということになります。特別受益者とは次の相続人を言います。

特別に遺贈を受けていた者

婚姻で特別に贈与されていた者

養子縁組のための贈与

生計の資本としての贈与を受けた者

問題

相続人が大学院教育を受けるために受領した学資金は特別受益に該当するか

解答

当然、該当します

問題

被相続人に配偶者がいて、子や両親がいない場合、被相続人の兄弟は特別の寄与分を請求できるか

解答 (⑱)

問題

遺言書に寄与分を定める指定はできるか

解答 (⑳)

4. 相続財産

(1) 土地の評価

相続財産で土地を相続する場合、まずその土地の評価額が必要となります。

その評価は相続開始時（被相続人の死亡日）の評価額となります。土地の評価額は実際の取引価格以外に、公的な評価額は次の4種類が用いられています。

種類	行政機関	公表月	特徴
公示地価	国土交通省	3月	全国の約2万地点を評価
固定資産税評価	市町村	4月から6月	公示地価のおよそ70%
相続税路線価	国税庁	7月	全国の約34万地点を評価 公示地価のおよそ80%
基準地価	都道府県	9月	約2万地点を評価

評価の方法は、このように複数の評価方法がありますが、土地の相続税の課税評価額は路線価をもとに評価するので、相続税の申告には路線価（路線価が定められていない場合は評価倍率）を用います。

① 路線価方式

路線価が定められている市街地にある宅地の評価に用いられます。

対象となる土地が面している道路に付けられた価格（路線価）を基準に、評価額を計算する方法です。路線価方式では路線価図を使います。

路線価図は国税庁のホームページで閲覧が出来、税務署にも備え付けられていますので、誰でも閲覧することができます。

② 倍率方式

路線価が定められていない地域の土地はこの方式を使います。

この土地の固定資産税評価額に倍率表に記載されている一定の倍率をかけて、評価額を算出します。固定資産税評価額は、固定資産税の通知書に記載されています。

倍率表は税務署や国税庁のホームページで閲覧できます。

① が適用されるか②が適用されるかについては、不動産の場所によって異なります。

どちらの方式によるのか分からないときは、税務署窓口へ確認する場合があります。

□問題

相続不動産 X で相続人 A、B、C 全員の協議で X は A が相続するものと決した後、A の債権者 D は代位により A 名義に相続登記をした上で抵当権を設定登記すること可能でしょうか

□解答 (⑳)

□問題

相続不動産 X で相続人 A、B、C 全員の協議で X は C が相続するものと決した後、その事を C は登記なしで第三者に対抗できるか

□解答 (㉑)

□問題

相続人 A、B、C で協議により A は不動産 X を単独取得する事となった場合、その効力開始はいつか

□解答

効力の開始は協議の終了時でなく、相続の開始時となります

□問題

評価額 500 万円の不動産 X を相続人 A、B のうち A が全て相続し、A が B に 250 万円を支払うと協議が決した。その場合、支払と登記の順序はどうなるのか

□解答

支払に関係なく登記はできます

□問題

相続人 A、B、C で C が相続放棄者の場合、C の債権者 D は C の持分の不動産に差押登記が可能か

□解答 (㉒)

(2) 小規模宅地等の特例

相続の案件で配偶者や子供が自宅や事業用の宅地を相続する 경우가多く、相続税が課税されることで、通常的生活を送る上でも相当の制約を受けることに配慮して、一定の要件を満たすときに限り、相続税の課税価額の一定割合を減額する措置が設けられています。

特定居住用宅地等	330㎡	まで80%減額
特定事業用宅地等	400㎡	まで80%減額
特定同族会社事業用宅地等	400㎡	まで80%減額
貸付事業用宅地等	200㎡	まで50%減額

特定事業用宅地等（400㎡まで）と特定居住用宅地等（330㎡まで）とは併用できるので、 $400\text{㎡} + 330\text{㎡} = 730\text{㎡}$ まで80%減額が可能です。一方、貸付事業用宅地等と他の種類の小規模宅地等は併用できません。

特定事業用宅地等とは、被相続人または被相続人と生計同一であった親族が営んでいた不動産賃貸以外の事業を継続して行う土地の事であり、特定居住用宅地等とは、自宅に被相続人と同居していた配偶者や親族が自宅を相続し継続して居住する自宅の敷地をいいます。

この特定居住用宅地等の軽減措置を受けるためには、次のいくつかの条件が設定されています。

まず、被相続人が居住していた自宅であることが前提となります。

相続する者	条件
配偶者	所有や居住の制限なし
同居か生計同一の親族	相続税の申告期限まで所有し居住する
相続開始前3年以内に自身や自身の配偶者が所有する家に居住履歴がない被相続人の子供	相続税の申告期限まで所有する

また、当該土地を複数の相続人が相続する場合、分筆してそれぞれに所有権移転登記する現物分割でも、共有持ち分でそれぞれに所有権移転登記する共有分割でも当該、土地が未分割の状態では、小規模宅地の特例は受けられません。相続税の申告期限までに、遺産分割協議書ができている必要があります。

更に、支払う相続税がゼロの場合でも、この小規模宅地の特例を受ける場合は、税務署に申告の手続きが必要となります。小規模宅地等の特例の適用の例を次に示します。

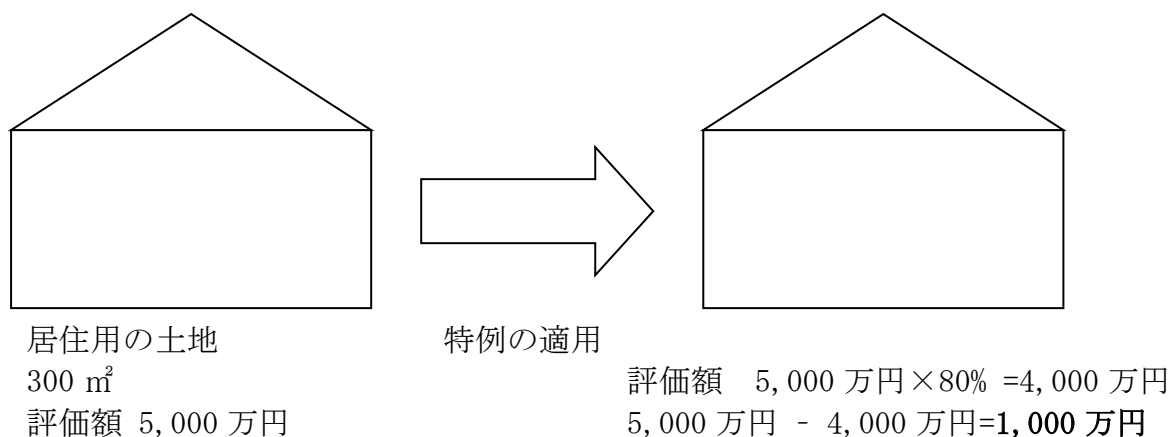


図 18

(3) 建物の評価

建物の相続税の申告には固定資産税評価額を用います。

マンションの評価方法は、前述の土地の評価方法と固定資産税評価により算出された建物の評価額に契約書や登記簿謄本に記載されている持分割合を乗じて計算します。

固定資産税評価額を確認するには、その建物がある都道府県税事務所または市町村役場の固定資産税係で固定資産課税台帳を閲覧して固定資産税評価額を確認できます。

固定資産税評価額の目安は、標準的な建築費用のおよそ 60%~70%です。

土地の場合、自用地（自身が使用している宅地）よりも貸宅地（他人に貸している宅地）の方が評価額は安くなりますが、同じようなことが建物にも言えます。

アパートなど、第三者に建物を貸している場合は、借主に借家権があるため、建物の持ち主といえ勝手に処分できません。そのため、貸家の評価額は次の通りとされます。

$$\text{貸家の評価額} = \text{固定資産税評価額} - \text{借家権の評価額}$$

一般的に借家権の評価額は固定資産税評価額の 30%です。したがって、貸家の評価額は固定資産税評価額の 70%となります。

$$\begin{aligned} \text{貸家の評価額} &= \text{固定資産税評価額} - \text{固定資産税評価額} \times 30\% \\ &= \text{固定資産税評価額} \times 70\% \end{aligned}$$

□問題

敷地権付きの建物で、敷地権を相続人 A に専有部分を相続人 B に分割相続できますか

□解答 (㉔)

(4) 株式の評価

株式の財産評価は大きく分けて次の3つがあります。

- ・ 上場株式
- ・ 気配相場等のある株式
- ・ 取引相場のない株式

上場株式の場合の評価の方法は、次の4つの内で最も低い金額で評価をします。

- ① 相続又は贈与した日の終値
- ② ①の当月の終値の月平均額
- ③ ①の前月の終値の月平均額
- ④ ①の前々月の終値の月平均額

気配相場のある株式等の評価の方法は、次の内容で行います。

- ① 登録銘柄・店頭管理銘柄は上場株式と同様の評価
- ② 公開途上にある株式は公開価格で評価
- ③ 国税局長の指定する株式は次の2つの内の低い方の評価
 - ・ 取引価格と類似業種比準価格の平均価格
 - ・ 課税時期の取引価格

取引相場のない株式の原則的評価は、以下のとおりとなります。

原則的評価法 (特定会社に該当しない場合)

持株割合による評価 会社の規模	同 族 会 社	少 数 株 主
大 会 社	類似業種比準方式 ※1	配当還元方式 ※3
中 会 社	大会社と小会社の評価方法を併用	
小 会 社	純資産価額方式 ※2	

従業員数が大会社は100人以上、中会社は100人未満、小会社は5人以下となっています。

※1 評価対象となっている会社の業種に似た、上場会社の数値を基準に算定する方式です。
評価会社の業績が良いほど評価額が高くなります。

※2 課税時期に会社を清算すると仮定し、その場合の一株当たりの分配額で評価する方法です。純資産が基準になるので、保有資産の時価が高いほど評価額が高くなります。

※3 配当還元方式とは、その株式を所有することによって、受け取る一年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元して、元本である株式の価額を評価する方法です。

配当還元方式によって、算出される株式の評価額を配当還元価額といいます。具体的な計算式は、以下のとおりです。

$$\text{配当還元価格} = (\text{年配当金額} \div 10\%) \times (\text{1株あたり資本金の額} \div 50\text{円})$$

(5) みなし相続財産

被相続人の死亡という事実の発生によって、相続人等が受け取る生命保険金や退職手当金などは、本来の相続財産ではありませんが、実質的には相続又は遺贈により取得した財産と同様の経済的効果を持つものとして、相続税の課税対象となり、これを「みなし相続財産」と呼んでいます。

① 生命保険金

生命保険金の場合、使用される用語を整理すると次の通りとなります。

契約者 ➡ 保険契約を保険会社と締結し、保険料を支払っている者

被保険者 ➡ 保険契約の保証の対象となる者

保険金受取人 ➡ 保険金を受取る者

500万円 × 法定相続人の数

を引いた金額が評価額となります。つまり、法定相続人が4人の場合、評価額は受け取った金額から、

$$500\text{万円} \times 4 = 2,000\text{万円}$$

を引いた金額となります。

従って、相続人が4人で、相続財産が預貯金(3,000万円)と生命保険金(2,500万円)の2つだけとすると、次の通りとなります。

預貯金 3,000万円 相続税評価額 ➡ 3,000万円

生命保険金 2,500万円 相続税評価額 ➡ 500万円

(法定相続人の数には、相続放棄した相続人も頭数に含まれます。)

保険金を取得した人の課税価格は、保険金を取得した各相続人の非課税金額を計算し、それを各相続人の保険金額から控除します。控除できるのは相続人だけです。な

お、全ての相続人が取得した保険金総額が非課税限度額以下であれば、各相続人とも全額が非課税となります。

念のため申し添えますと生命保険金は契約行為の結果として生命保険会社から受取人に支払われるものですので、遺産分割協議の**対象になりません**。あくまでも、受取人固有の資産となります。

被保険者が死亡した場合に、契約者、被保険者、保険金受取人の税金の関係は次の通りとなります。

契約者	被保険者	保険金受取人	受取人の税金
夫	夫	妻	相続税
夫	夫	子供	相続税
夫	妻	夫	所得税
夫	妻	子供	贈与税

② 退職手当金

退職手当金についても、生命保険金と同様に「非課税控除」の適用があります。

500万円×法定相続人の数

退職金・功労金のうち、相続財産とみなされる条件は以下のとおりです。

- ・被相続人が死亡退職した後、相続後3年以内に支給額が確定したもの
- ・被相続人が生前退職で、相続後3年以内に支給額が確定したもの

(3年以内に支給額が確定しない場合、支給額が確定した時の一時所得となります)

退職金と一緒に支給される弔慰金については、遺族に対して直接支給されるものであり、退職手当金とは性格が異なるものであるため区分する必要があります。

弔慰金等の名目で遺族に支給された金品であっても、その実質が退職手当金等に該当する場合には、相続税の課税対象となります。

役員退職金など実質判定が極めて困難な場合は、次に掲げる金額を超える部分の金額を退職手当金として取り扱うこととなっています。

- ・被相続人の死亡が業務上の死亡である場合 普通給与の3年分
- ・被相続人の死亡が業務上の死亡でない場合 普通給与の半年分

問題

受取人が指定されていない保険金は誰に支払われるのか

解答

保険契約書の約款に従って支払われます

問題

生命保険の受取人 A さんは弟 B さんに死亡保険金の 1/2 を分割しても非課税対象か

解答

相続税の課税対象となり、500 万円×法定相続人の控除は適用されます

問題

生命保険の死亡保険金は遺産分割協議の対象に含まれるか

解答 (㉔)

問題

死亡保険金で契約者が子供で被保険者が父親、受取人が子供の場合の税金の種類はどうなるのか

解答 (㉕)

問題

生命保険金の受取人兄 A は、保険会社に対し、弟 B に保険金の半額を払込むよう指示できるか

解答

保険会社から直接 B に払込みはできません。代償分割として、まず A に支払いが行われた後、A が B に支払います。

問題

被保険者 A の受取人に亡弟 B が指名されていた場合、保険金の受取人は誰か

解答 (㉖)

□問題

特定の相続人を受取人とする生命保険金は特別受益に該当するか

□解答 (㉔)

5. 相続税

(1) 相続税の計算

まず、相続や遺贈によって取得した財産の価格（課税価格）を計算します。次に、課税価格から基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を計算します。

基礎控除額は以下の通りです。

基礎控除額・・・3,000万円+600万円×法定相続人の数

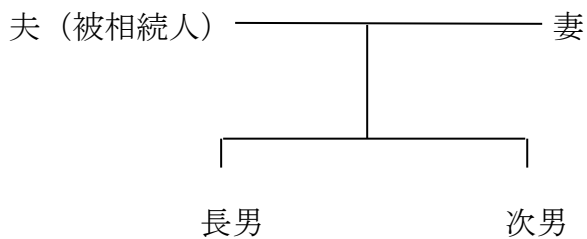


図 19

図 19 の場合で法定相続人が妻と子供 2 人の場合の基礎控除額は

$$3,000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$$

正味の遺産総額が基礎控除額以下の場合には、相続税はかかりません。

生命保険金や死亡退職金の非課税限度額内であれば相続税はかかりません。

図 19 で、次のような遺産の場合の相続税を検証すると、

現金・預金・株式 7,500 万円

土地 2,500 万円

建物 1,000 万円

生命保険金 (入金額 7,000 万円 - 500 万円 × 3) = 5,500 万円

総遺産額 1億6,500万円

借入金 Δ 2,000万円

葬儀費用 Δ 500万円

正味の遺産額 1億4,000万円

従って、課税遺産総額は、

正味の遺産額 1億4,000万円 - 基礎控除額 4,800万円
= 9,200万円 となります。

3人の相続人が法定相続分で相続したとすると、

配偶者 $9,200 \text{万円} \times 1/2 = 4,600 \text{万円}$

長男 $9,200 \text{万円} \times 1/4 = 2,300 \text{万円}$

次男 $9,200 \text{万円} \times 1/4 = 2,300 \text{万円}$ となります。

相続税の計算は、下の速算表から

配偶者 $4,600 \text{万円} \times 20\% \text{税率} - 200 \text{万円控除額} = 720 \text{万円}$

長男 $2,300 \text{万円} \times 15\% \text{税率} - 50 \text{万円控除額} = 295 \text{万円}$

次男 $2,300 \text{万円} \times 15\% \text{税率} - 50 \text{万円控除額} = 295 \text{万円}$

相続税の総額 1,310万円 となります。

但し、配偶者には特別に**配偶者に対する相続税の軽減**が認められています。

相続税の速算表

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

□問題

土地を相続した場合の不動産取得税の取扱いはどうなるか

□解答 (㉔)

(2) 相続税における配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者が**婚姻期間に関係なく**、遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

① 1億6千万円

② 配偶者の法定相続分相当額

各人の税額は、相続税の総額 (1,310 万円) に実際に取得した相続財産の割合をかけて求めます。

配偶者 $1,310 \text{ 万円} \times 1/2 = 655 \text{ 万円} \rightarrow 655 \text{ 万円控除}$

長男 $1,310 \text{ 万円} \times 1/4 = 327.5 \text{ 万円} \rightarrow \text{納税額}$

次男 $1,310 \text{ 万円} \times 1/4 = 327.5 \text{ 万円} \rightarrow \text{納税額}$

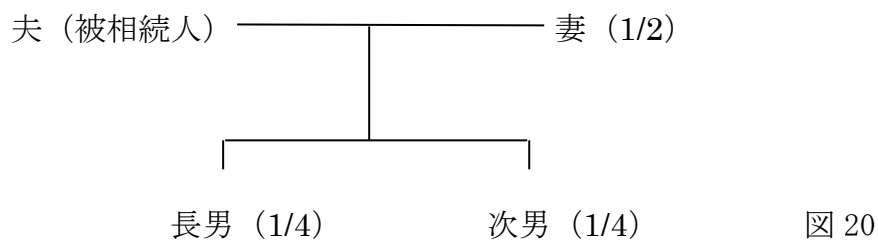


図 20 の相続割合で、被相続人の課税遺産総額が 4 億 2,000 万円であった時、それぞれの相続税を考察すると、まず、相続分は次の通りとなります。

配偶者 $4 \text{ 億} 2,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 2 \text{ 億} 1,000 \text{ 万円}$

長男 $4 \text{ 億} 2,000 \text{ 万円} \times 1/4 = 1 \text{ 億} 500 \text{ 万円}$

次男 $4 \text{ 億} 2,000 \text{ 万円} \times 1/4 = 1 \text{ 億} 500 \text{ 万円}$

まず、法定相続分通りに相続したと想定し、相続税の総額を算出します。

配偶者	$2 \text{億} 1,000 \text{万円} \times 45\% - 2,700 \text{万円} =$	6,750 万円
長男	$1 \text{億} 500 \text{万円} \times 40\% - 1,700 \text{万円} =$	2,500 万円
次男	$1 \text{億} 500 \text{万円} \times 40\% - 1,700 \text{万円} =$	2,500 万円
	合計 =	1 億 1,750 万円

各人の税額は、総額に実際に取得した相続財産の割合をかけて求めます。

配偶者	$1 \text{億} 1,750 \text{万円} \times 1/2 = 5,875 \text{万円}$	➡ 5,875 万円控除
長男	$1 \text{億} 1,750 \text{万円} \times 1/4 = 2,937.5 \text{万円}$	➡ 納税額
次男	$1 \text{億} 1,750 \text{万円} \times 1/4 = 2,937.5 \text{万円}$	➡ 納税額

(3) 非課税の相続財産

相続財産の中でも次のようなものは非課税となるため、相続財産から除かれます。

- ① 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物
但し、骨とう的価値があるなど投資の対象となるものや、商品として所有しているものは課税対象となります。
- ② 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によって取得した財産で、公益を目的とする事業に使われることが確実なもの
- ③ 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
- ④ 相続によって取得したとみなされる生命保険金のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- ⑤ 相続や遺贈によってもらったとみなされる退職手当金等のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- ⑥ 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの。尚、相続人のいずれかが引き続きその幼稚園を経営することが条件となります。
- ⑦ 相続税の申告期限までに国又は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの

なお、香典は被相続人に帰属しないため相続税の課税対象となりません。

贈与税の非課税財産として扱われます。しかし、社会通念を大幅に超える金額には贈与税の適用がなされる場合もあります。

(4) 債務控除

- ① 債務 借入金、預り金、未払・税金費用、連帯債務・保証債務（確定したもののみ）
- ② 葬儀費用、遺体の運搬・戒名・お布施・火葬・納骨

債務控除できる費用として認められないものは、香典返しの費用、初七日・四十九日などの法事の費用、死後の墓地購入費などがあります。

□問題

被相続人の死亡後の墓地購入費用は相続財産から控除できるか

□解答 (㉔)

□問題

生前の墓地の購入に伴う借入金は債務として控除できるか

□解答 (㉕)

(5) 相続税の2割加算

相続税は支払う相続人が1親等の血族及び配偶者以外である場合には、各相続人の算出相続税額にその20%相当額を加算します。これを「**相続税の2割加算**」といいます。相続税が2割加算される趣旨は、孫が財産を取得すると相続税を1回免れることや、相続人でない人が財産を取得するのは偶然性が高いことなどから、相続税の負担調整を図る目的で加算を行うものとされています。

相続税の2割加算の計算方法は、その相続人が実際に支払う金額に1.2をかけて算出します。

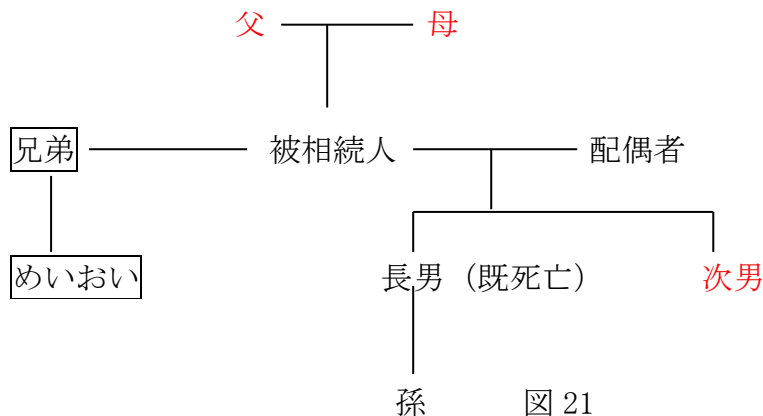


図 21 で、父、母、次男は 1 親等ですので、2 割加算は不要です。兄弟は 2 親等、めいおいは 3 親等ですので、当然 2 割加算の対象となります。孫は 2 親等ですが、孫の父親が既死亡なので、代襲相続となり既死亡の父親の相続人としての権利をそのまま継承するため、1 親等と解されますので 2 割加算は不要となります。

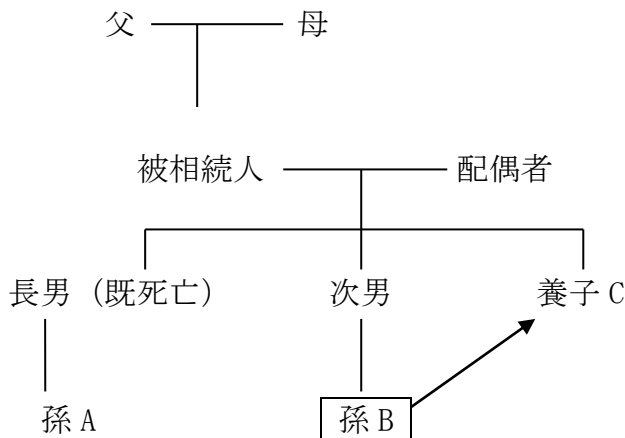


図 22

図 22 は、もともと次男の実子である孫 B が被相続人の養子 C になった場合を示しています。この場合、孫 A は代襲相続となり 2 割加算は不要ですが、孫 B は父親が生存しているので、養子 C として相続人になったとしても、2 割加算の対象になります。

6. 贈与税

(1) 暦年課税

贈与税の暦年課税の計算は、まず、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。

続いて、その合計額から**基礎控除額 110 万円**を差し引きます。次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。

平成 27 年以降の贈与税の税率は、次のとおり、「一般贈与財産」と「特例贈与財産」に区分されました。

① 「一般贈与財産」の計算

「特例贈与財産用」に該当しない場合をいい、例えば、次のような贈与の場合に使用します。

- ・ 直系尊属以外の親族（夫、夫の父や兄弟など）や他人から贈与を受けた場合
- ・ 直系尊属から贈与を受けたが、受贈者の年齢が財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳未満の者の場合（20歳未満の子や孫の場合）

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

②「特例贈与財産」の計算

直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）へ贈与した場合に使用します。例えば、祖父から孫へ、父から子へ贈与した場合です。（夫の父からの贈与等には使用できません）

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

また20歳以上の方が、配偶者と自分の両親の両方から贈与を受けた場合などは「一般贈与財産用」と「特例贈与財産用」の両方の計算が必要になります。

（2）相続時精算課税

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の推定相続人である子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度で、特別控除額は2,500万円となります。贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日の間に一定の書類を添付した贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相続時精算課税の税額の計算は、贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（**限度額：2,500万円**）を控除した後の金額に、**一律20%の税率**を乗じて算出します。

その後、その贈与をした者の相続が開始した時には、本制度を適用した受贈財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額の合計額を課税価格として計算し、相続税額から既に納付した本制度に係る贈与税額を控除した金額を納付します。

また、贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受けることになります。

このように贈与税・相続税を通じた納税をすることができる制度となっています。

（3） 贈与税がかからない場合

贈与税がかからない場合は主に次の項目が挙げられます。

① 法人からの贈与により取得した財産

贈与税は個人から財産を贈与により取得した場合にかかる税金であり、法人から財産を贈与により取得した場合には贈与税ではなく所得税がかかります。

② 夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や**教育費※1**に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの

③ 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う一定の者が取得した財産で、その公益を目的とする事業に使われることが確実なもの

④ 奨学金の支給を目的とする特定公益信託や財務大臣の指定した特定公益信託から交付される金品で一定の要件に当てはまるもの

⑤ 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利

⑥ 公職選挙法の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し取得した金品その他の財産上の利益で、公職選挙法の規定による報告がなされたもの

⑦ 特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権

- ⑧ 個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの
- ⑨ 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち一定の要件を満たすものとして、贈与税の課税価格に算入されなかったもの
- ⑩ 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金※2のうち一定の要件を満たすものとして、贈与税の課税価格に算入されなかったもの
- ⑪ 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち一定の要件を満たすものとして、贈与税の課税価格に算入されなかったもの
- ⑫ 相続や遺贈により財産を取得した人が、相続があった年に被相続人から贈与により取得した財産でこの場合は贈与税でなく相続税が課税される

※1 教育費とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限らない。

※2 一括贈与の教育資金とは、30才未満の子や孫などの直系卑属へ贈与する平成25年4月1日から平成31年3月31日までの限定措置であり、暦年贈与とは別枠で1,500万円までは非課税となるものです。

(4) 居住用不動産の贈与税の配偶者控除

夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときに配偶者控除の特例が適用されます。婚姻期間が**20年以上**の夫婦の間で、**居住用不動産**又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、**基礎控除110万円**のほかに**最高2,000万円**まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

配偶者控除を受けるための適用要件は次の通りとなります。

- ① 夫婦の婚姻期間が**20年を過ぎた**後に贈与が行われたこと
- ② 配偶者から贈与された財産が、自身が住むための国内の**居住用不動産**であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も**引き続き住む見込み**であること

尚、この配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができないので注意が必要です。

7. 相続カウンセルに求められること

(1) 相続カウンセルの役割

ここまで相続について勉強してきましたが、このような相続対策の専門知識を有する者は限られています。相続対策は相続カウンセル一人で行なえるものではなく、多くの専門家や事業者と共にチームとして対策を提案する必要があります。相続カウンセルの役割とは、相続に関して幅広い知識と経験をもち、相続に関連する専門家や事業者と共に、トータルなコンサルティングチームの指揮者としての機能を発揮することです。

本章では、指揮者としての役割を果たす際に求められることをまとめておきます。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスとは直訳すると「法令遵守」という意味になります。この章では、コンプライアンスは「ルールを守る」と定義しておきます。つまり、私たち相続カウンセルは、相続の相談に関して活動する場合に、法令だけでなく、当協会の定める規則、また、一般的なモラルや常識と言った必ずしも法令違反にならないルールも含めて、相談者が困惑しないようにルールを守って活動するように心がけてください。

特に、相続の問題では高齢者が相談に来られることが考えられますので、「ルールを守る」意識が必要です。

①概要

相続にお困りの方に相続カウンセルとしてアドバイスをする場合、「ルールを守る」ことに関してどのようなことに気をつけたらよいでしょうか。高齢者から、相続のお悩みの相談があった場合を事例に、順に考えてみましょう。

(事例)

配偶者と子2人の相続人のいる80歳の方から、家族に資産を残す方法について相談を受けた。各相続人に残す財産について個別に指定があり、相続をめぐる争いになる可能性も考えられる事案である。

②高齢者に対する規律

高齢者であっても、意思がはっきりしている間に自らの資産の処分を決定することはできます。しかし、成年後見制度で学んだように、加齢が原因で意思能力が十分ではない場合もあり、高齢者本人の言い分だけを確認するのではなく、相談者のご家族に確認しながら対応するなど、注意が必要です。

事例では、相続人ごとに特定の財産を残したい様子ですから、相続人にその背景を確認しておくことが必要かもしれません。

逆に、「ご高齢で、細かな手続きは面倒でしょう。私が全部やっておくから安心してください。」などと丸抱えで行うと、後になって本人や家族から苦情が来る可能性があります。

また、事例とは異なるケースで、高齢になったにもかかわらず、財産処分について何ら対策をしていない方の場合には、「生前贈与」「遺言書作成」「任意後見契約」など、財産の保全を提案する必要があるかもしれません。

③消費者に対する規律

相続カウンセラーとしての専門的な知識を背景に、依頼者との知識や行動力との間に生じた格差から、依頼者にとって不利益な提案をしたり、不利益な内容で意思決定をさせたりすることが無いよう注意が必要です。

具体的には、消費者契約法（4条）に依頼者の誤認を招く不当な勧誘として、

- ・不実の告知（4条1項1号）
- ・断定的判断の提供（4条1項2号）

などは禁止されており、そのような原因のある意思表示は取り消すことができます。

次に、以下のような不当な契約条項（同法8～10条）があっても、同様の結果を招きます。

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項（8条）
- ・消費者の利益を一方向的に害する条項（10条）

消費者契約法のほかにも、訪問しての勧誘や通信販売等依頼者とのトラブルを生じやすい取引類型を対象に、守るべきルールと依頼者を保護する規定が特定商取引法に定められています。また、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の額を制限する規定が景品表示法に定められていますので、これらの規制も学習しておいてください。

④専門家に関する規律

ここまで見てきたように、相続に関する相談は法律や税務など専門的な相談を含みますが、専門的な業務については特定の資格者のみが行うことができます。したがって、相続カウンセルの資格では行うことが出来ません。

例えば、法律事務の取扱いは弁護士・弁護士法人に限られ(弁護士法 72 条)、税理士業務の取扱いは税理士又は税理士法人に限られ(税理士法 52 条)、他にも司法書士、宅地建物取引士など有資格者にしかできない業務は行ってはいけません。

専門的な業務につきましては、当協会に連絡の上、専門家を手配されるようお願いいたします。

(3) 相続対策の提案

①相続対策の提案

以上の規律を守って、しっかり相続対策を提案して参りましょう。では、相続対策を提案する際に何に気をつけたらよいでしょうか。

まず、相続対策とは何でしょうか。依頼者がお悩みになるのは、主に、

- ・資産を誰に相続させるか（遺産分割対策）
- ・相続税負担を軽減する対策(相続税対策)
- ・納税資金をどのように確保するか（納税対策）

といったことでしょうか。まず、どのような相続財産があるか、誰に財産を承継させるかなど、大まかな状況を把握した上で、不動産の処理、金融資産の処理など具体的な提案をしていくこととなります。

大まかな把握が出来たら、それぞれの専門家の英知を結集して具体的な処理に当たることになるでしょう。

②まとめ

相続の案件には同じものはありません。

全ての相続案件は異なるものです。

関係者の人数も 100 人を超える案件もあれば、数人の案件もあります。

例え数人の相続案件でも、相続には「まとめ役」が必要です。

相続カウンセルには相続案件の「まとめ役」が求められています。

相続の関係者それぞれの考え方、意向を聞き、理解し関係者の皆様が納得のできる案件処理をリードするのが相続カウンセラーです。

相続カウンセラーは即ち、オーケストラの指揮者のような立場で、税理士、会計士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士などの各専門家をリードして、よりよい案件処理というゴールを目指すのです。

各専門家は本業が忙しく、相続の関係者とゆっくりお話しをする時間がありません。しかし関係者はそれぞれの考え方や意向を「まとめ役」に聞いて欲しく、「まとめ役」がお話しを聞くだけでスムーズな意見調整ができることも多いのが事実です。

案件処理の関係者のお話しを聞いた後は、処理の方向性を定めて、各専門家にそれぞれの仕事をしてもらいましょう。

つまり、

税理士には税金の計算、税務署への申告。

弁護士には法律文書の作成。

司法書士には登記。

不動産鑑定士には不動産の鑑定。これら専門業務を各専門家に依頼し、相続カウンセラーは「まとめ役」を行うのです。相続カウンセラーは税理士、弁護士などの専門家を日本相続カウンセラー協会から紹介を受けられます。相続カウンセラーは協会の協力を得て相続案件を処理するチームリーダーとして期待されております。

8. 解答

- ① 実子なので、相続人である
- ② 養子縁組をしていなければ、実子ではないので相続人とならない
- ③ 認知しているので、相続人である
- ④ 認知していないので、相続人とならない
- ⑤ Aは自身の相続分を譲渡しているので、遺産分割協議に適格者としては、参加はできない。ただし、利害関係人として参加する場合はある。
- ⑥ できない
- ⑦ できない
- ⑧ 無効である
- ⑨ Cは未成年者であるので自身の参加でなく代理人の参加となる
- ⑩ 遺言者死亡の時
- ⑪ 無効
- ⑫ 有効
- ⑬ 無効
- ⑭ 同一の割合
- ⑮ 登記事項
- ⑯ 国庫に帰属する
- ⑰ 同一となる
- ⑱ 許される
- ⑲ 被相続人の兄弟は相続人であるため、請求できる
- ⑳ 寄与分の指定はできない。但し、寄与分と別に相続分を指定することはできる。
- ㉑ 可能
- ㉒ 対抗できない
- ㉓ できない
- ㉔ できない
- ㉕ 保険金の支払いは契約による支払いなので、遺産分割協議の対象にならない
- ㉖ 所得税
- ㉗ Bの相続人
- ㉘ 該当しない
- ㉙ 当該土地の不動産取得税は、被相続人が既に支払いを済ませているので、相続人にはかからない
- ㉚ できない
- ㉛ 控除できない